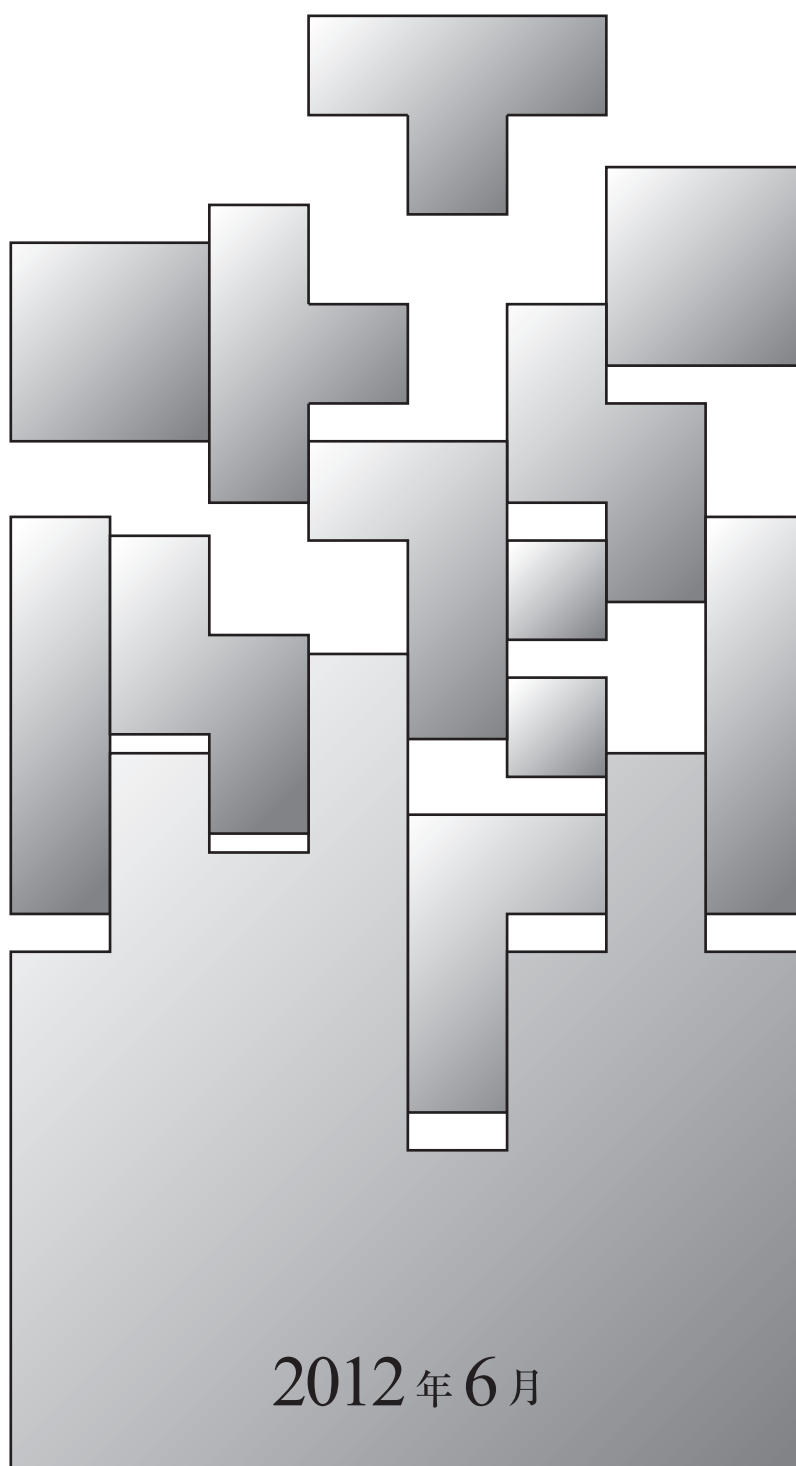


成城大学FD委員会 活動報告

2011年度版



はじめに

成城大学 FD 委員会委員長 油井 雄二



未曾有の大規模災害となった東日本大震災、これに伴う福島原発事故等により、本学の2011年度は、教室、研究室の一部損壊、開講日の延期など、かつて類を見ない波乱の幕開けとなりました。FD活動も例外に漏れず、4月2日に予定していた新任教員研修会は、専任教員のみを対象とし4月8日に延期することを余儀なくされました。いまだ原発問題は収束には至らず、特に電力不足については、昨年同様、教職員の皆様には節電等のご協力をいただき、この苦境を乗り越えていきたいと思っております。

さて、成城大学FD委員会を設置し5年目に入りましたが、2011年度のFD活動は、新任教員研修会は前述のとおり震災の影響を受けるも、対象となる専任教員全員にご参加いただき、概ね好評とのご意見をいただきました。学生授業評価アンケートは昨年同様に約98%の高い実施率（実施科目／対象科目）となり、また、一般社会や学生、すべてのステークホルダーへのフィードバックを目的に、新たに学部長、研究科長、共通教育運営委員長の集計結果に対する所見をホームページに一般公表いたしました。「シラバス整備から始めるFD」をテーマとしたFD講演会は教職員47名の参加があり、内容は大変有意義であり大盛況でした。このようにFD活動を推進できたのも教職員の皆様のご協力の賜物と深く感謝しております。

さて、本報告2010年度版で「2011年度からは、実行力のある具体的な政策を実施していく段階にある」と述べましたが、2011年度のFD活動で画期的であったのは、「シラバスを活用したFD活動」に着手したことです。シラバスを単に講義要項としてではなく、FD活動の一環として活用すること、すなわち、科目の到達目標は適切か、授業計画どおりに授業は実施されたかのチェックを常態化する体制を確立しました。これは、教育サービスの質を保証することに加え、シラバスを

情報公開することにより、一般社会に対し、本学が提供する教育の「見える化」を実現するという大変有意義な内部質保証制度（PDCAサイクル）であると考えております。まさに実行力を伴うFD活動の第一歩を踏み出したといえるでしょう。

今後も日本の大学は、「学士力」や「質保証」をキーワードとして、グローバル化時代に適応した高等教育が求められていくことでしょう。そのためにFD活動は、今後とも様々な形で実行力のある具体的な政策を実施していく必要があります。今年度においては、学生授業評価アンケート集計結果の学内公開、評定分布の学部長等への開示等、更に一步踏み込んだFD活動を展開してまいります。

本学園は2017年度に創立100周年を迎えるにあたり、第2世紀ビジョンを策定しました。そのひとつに、『「学術研究」を深め、「教育研究」の成果を実践する学園』を掲げ、「すべての教職員は教育のあり方、方法を研究・工夫し、その成果を日々の教育で実践します。」と謳っております。それを具現化するという意味においても、また、昨年度に確立した「人材育成の目的と3方針」が日々の教育活動において実践されているかどうかを検証するためにも、今後のFD活動は大変重要であると認識しております。

最後にFD活動は大学設置基準等にあるとおり、大学としての「組織的な取組」が要件であり、ひとつの活動を全学的に実施しなければ意味がありません。一步一步であっても、大学全体が着実に前進していくことが重要であると認識しております。

是非教職員の皆様には、更なる大学改善のためにFD活動について深いご理解とご協力をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2011 年度の新任教員研修会は、当初 4 月 2 日に専任教員、非常勤講師を対象として開催する予定でしたが、3 月 11 日の東日本大震災、それに起因する原発問題等が収束をみなかったため、4 月 8 日に延期のうえ専任教員のみを対象とし開催いたしました。当日は、対象となる専任教員 9 名全員（経済学部 3 名、文芸学部 3 名、法学部 1 名、社会イノベーション学部 1 名、共通教育研究センター 1 名）が参加されました。

冒頭に油井学長から開会のあいさつと本学の概要、取り組み等についての説明があり、続いて教育研究所の岩見氏より、成城学園の建学の精神、教育理念、歴史等についての講演がありました。その後、事務部門では企画調整室、教務部、学生相談室、メディアネットワークセンターからの説明があり、最後に図書館で現地視察も含め、館内利用にあたって詳細な説明がなされました。

また、研修会終了後に今回の研修会に対するアンケートを実施しましたが、選択肢「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」のうち「満足」が 7 名、「普通」が 1 名、「やや不満」が 1 名と概ね好評でした。

当日の様様



当日のスケジュール

【専任教員】

	内容	詳細	担当者	対象者	所要時間	場所		
研修内容	① 研修説明	当日スケジュール等	FD委員会副委員長	専任教員	13:00	2号館 応接室		
	② 開会挨拶				10分			
	③ 成城大学の概要、取り組みについて	成城大学の沿革・これからの取り組み(学園創立100周年に向けて)等	学長		13:10		20分	
	④ 成城学園の建学の精神、教育理念等について		教育研究所(岩見氏)		13:30		50分	
	休 憩				14:20		10分	
	⑤ 企画調整室から	科学研究費補助金、特別研究助成費他	企画調整室		14:30		20分	
	⑥ 教務部から		教務部		14:50		40分	
	・授業に関することについて	学年暦・休講・補講・休学 欠席届・公欠・教室使用・教室変更・機材設置・聴講生・科目等履修生・他学部聴講等						
	・CampusSquareforWebについて	受講者名簿等・成績入力						
	・試験、レポートについて	定期試験、追試、再試等						
	・成績について	成績評価、開示、問い合わせ制度等						
	・シラバスについて	記載必須事項等						
	・学生授業評価アンケートについて	実施要綱等						
	・CampusSquareforWebのテスト入力	成績入力等						
	⑦ 学生相談室から	ハラスメントについて	学生相談室		15:30		20分	
	休 憩				15:50		10分	
	⑧ メディアネットワークセンターから	・教育研究用ネットワークとその利用について ・情報関連設備、外国語教育設備、教材作成設備とその利用について ・e-learningツールとその利用について	MNC		16:00		10分	
	移 動				16:10		10分	
	⑨ 図書館現地視察	図書館の概要、利用方法について 他 大学利用状況等	図書館		16:20		30分	図書館
					16:50			

『シラバス整備から始めるFD』

講師：圓月 勝博氏

(同志社大学文学部教授)

日時：2011年10月12日(水)

午後6時～7時30分

成城大学に2年続けてお招きいただき、大変光栄に思っております。会議の後でお疲れのところかと思いますが、気分転換も兼ねてお楽しみいただきながら、少しでもご参考になったと言っていただけのお話ができればと思っております。本日は「シラバス整備から始めるFD」というテーマで講演をさせていただきます。学長からも適切にご説明がございましたように、昨年テーマであった「三つの方針と内部質保証体制」を具体化するためには、シラバス整備が当面の課題となるでしょう。1時間弱ほどお話をさせていただくことになると思いますが、よろしく願い申し上げます。

大学は大学教育の「見える化」を進める必要があります。他の分野に比べて、大学教育の世界では「見える化」が進んでおりません。大学教育の「見える化」を進めていくには、シラバスを整備し、それを積極的に発信していくことが一番大事であろうと思います。そこで、まず、教育の質保証方策としてのシラバスの重要性について概説し、そのあと、私が担当している科目を事例として紹介しながら、具体的な項目にはどういうことを書いていけばいいのかということについて説明させていただきます。

まず、近年の大学教育改革の経緯を簡単に振り返っておきましょう。1998年の大学審議会答申

「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」の中で、初めてFDというものが公式に言及され、翌年、努力義務になりました。2005年の中央教育審議会(以下、中教審という)答申「我が国の高等教育の将来像」をはさんで、2008年には、現在一番話題になっている「学士課程教育の構築に向けて」という答申が出されることとなります。FDが市民権を得てから、約10年が経過しました。

10年前のキーワードは「入り口の多様化」でした。入試方法の多様化を受けて、入学してきた学生の満足度を上げるのがFDの主要な目的と一般には考えられていました。10年経って、キーワードは「出口の質保証」に変わりました。入口を広げて多様な学生を受け入れるようになりましたが、出口のところでは学生が本当に力をつけたことを確認しているのかということが真剣に問われるようになってきたのです。そこで、学習成果の保証がFDの目的であることが次第に認識されるようになってきました。



学生に本当の力をつけさせるために何をしているか。それぞれの大学が責任を持って説明しなければならなくなりました。今年から、学校教育法の施行規則が改正され、大学等の教育情報の公表が法的に義務化されたのは、そのような動向を受けた法令整備と考えるべきでしょう。

成城大学のホームページを拝見させていただいたのですが、現時点では、この教育情報公表に対して、平均的な対応をなさり始めたところとお見受けしています。お手すきの折にでも、ホームページで自校の教育情報はどのように公表されているのかをご覧になるのも、FDに繋がるでしょう。成城大学のシラバスは全般には十分に水準に達していると思います。これから、伝統ある大学ならではの長所をもう少し積極的にアピールなされれば、認証評価などでも評価が上がるのではないかと考えています。

お金の話をすると、不快感をお示しになる先生も少なくないのですが、財政基盤を安定させることは、大学にとって非常に重要なことですので、あえて少しだけ触れさせていただきます。公表すべき教育情報の主要項目は、日本私立学校振興・共済事業団から経常費補助金の配分基準と連動しているからです。



この基準が昨年の末に改定されました。シラバス関係の部分だけを抜粋すると、1. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバスまたは年間授業計画の概要）、2. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準、3. 教育上の目的に応じて学生が修得すべき知識及び能力に関する情報などがあがっています。そして、すべての項目を公表している場合に限って、公表しているものとみなすと定められており、公表していない項目があれば1%削減と明記されています。成城大学の規模だと数千万円相当になるのではないかと推測します。私立大学

は経常費補助等がなければ運営できません。まして、最近、経常費補助は頭打ちですので、いただけるものはしっかりいただけるように努力しなければ、施設の充実などが滞ることになります。専任教職員の方は、大学教育のプロとしてこのような点も明確に理解なさるべきだと思います。

さて、世知辛い話はこの程度にして、学習成果測定について、肩の力を抜いてブレインストーミングをしてみましょう。お配りした資料に体操の事例を載せておきました。テレビなどでご覧になっていて、DスコアとかEスコアなど聞き慣れない言葉が出てきて、当惑なさったことがある方も少なくないと思います。このような声に応えるために、日本体操協会のホームページを見ると何を基準に採点するのか、いわば評価基準が公表されています。しかも私のような素人にもたいへんわかりやすい形で説明されています。どのような種目があり、Dスコアとは何なのか、Eスコアとは何なのか、詳細がひとめでわかるようになっております。さらに、難度の高い技を失敗して減点になるのであれば、最初から挑戦しなければどうなるのだろうか、とかいろいろな疑問が浮かびますが、そのような疑問を解消するための記述がなされています。公平性と公開性を維持することによって、その競技を普及させるために、スポーツ界はこのような努力をしているのです。

芸術界も最近は頑張っています。世界最大のピアノコンクールと言われる日本のピティナピアノコンペティションの事例を紹介しましょう。クラシック音楽のコンクールの結果というのは、部外者にはわからないというのが通り相場でした。事前の個人レッスンなどで結果は最初から決まっているという噂も少なくなく、クラシック音楽の底辺拡大を妨げる要因の一つとなっていました。ところが、このコンペティションのホームページを見ると、素人の私にもわかるように評価基準が公表されています。たとえば、音の正確さ、音色の美しさ、拍子、テンポ、メロディなどが項目とし

て明示されており、ペダリング技術に関しては、脚がペダルに届かない低年齢の部では評価の対象にしないという点まで、きめ細やかに事前公表されています。ピティナピアノコンペティションの特に優れた点は、参加した演奏者だけを評価するのではなく、指導者賞というものをつくり、指導者も評価するという方針を明示していることです。まさに音楽教育の中でFDをやっているといえます。このように、スポーツ界と同じく、芸術界においても、大衆社会の中で自分たちが守る文化をどういうふうに普及していくかという課題について、ものすごくまじめに取り組んでいるということがホームページからひしひしとわかるのです。

このような使命感と工夫が大学の大学教職員にも必要だということを言いたいのです。大衆化した社会の中で、大学が次の世代に伝えたいことをどのように伝えていくか、ということをもみんなで知恵をあわせて考えていくことが大事であると思っております。その出発点がシラバスの整備だと私は考えているのです。

シラバスの整備は、先ほど申し上げたように、大学教育の「見える化」の出発点になります。「見える化」の目的は、単位制の実質化を推進することです。単位制の実質化とは何かというと、要するに、学生に本当に勉強をさせることです。日本の大学生は、学習時間が短いというのが国際比較ではっきりしていますので、特に日本の大学にとって、この課題は切実なものになっています。

単位制の実質化のためには、シラバスの整備が大変重要となります。中教審の答申の中でも、国によって行われるべき支援・取組として「シラバスの内容（準備学習の内容や目安となる学習時間等についての具体的な指示を含む）を調査し、各大学における単位制の実質化に向けた取り組みを把握する」とはっきり記載されております。シラバスは学生の学習時間を示すエビデンスだと考え

られているのです。「私たちは頑張っている」と仲間だけで慰め合っている、世間では通用しません。教育内容をエビデンスとして可視化させることが重要なのです。

中教審の答申「学士課程教育の構築に向けて」において力説していますが、従来の日本の大学教育においては、教員が教えたいことが最優先されてきましたが、これからは、学生が何をできるようになるかを最優先しなければなりません。18歳の高校生が成城大学のホームページでシラバスを見たとき、成城大学で勉強すれば何ができるようになるのかがわかるようになっていなければいけないのです。



学力というものは、「知識（認知）」、「態度（情動）」、「技能（適応）」の3つの層に分けられます。これまでの大学教育は、ともすると高度な「知識」を伝達することがさながら授業の目的であるかのように考えられてきましたが、これからは「態度」や「技能」にもそれ以上の配慮をすることが必要になるでしょう。大学を卒業するまでの時期よりも、大学を卒業してからの時期のほうがずっと長いことを考えると、知識の習得も大事ですが、生涯にわたって知識を習得し続けるための「態度」と「技能」を学習することこそ、本当に役立つ学力であるという発想の転換が必要な時期に来ています。

それでは、昨年の復習も兼ねて、「三つの方針」についてあらためて簡単に説明させていただきます。まず、ディプロマポリシーについてですが、

ポイントは「知識」、「態度」、「技能」の3領域に分けて示すことが重要であるということです。学生を意味上の主語にして、「学生が～できる」という文型を標準として、できるだけ測定可能な要因を明示することが必要です。分野によっては測定が難しいこともあります。芸術の世界でも、ピアノコンペティションにおいて12項目も測定指標をあげていたのですから、大学教育の世界でも、せめて3項目から5項目程度は測定指標をあげたいものです。

このディプロマポリシーをカリキュラムポリシーに落とし込んでいくことになります。同じように、「知識」、「態度」、「技能」の3領域において、学生を主語にして「学生が～できる」の形を基本文型として、到達目標を記述することになります。すなわち、教員が何を教えたいかという教員の視点からではなく、学生が何をできるようになるかという学生の視点から示すことが重要です。

アドミッションポリシーについても、重要な点は同じです。ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとの整合性を自覚しながら、学生を意味上の主語にして、「知識」、「態度」、「技能」の3つの領域に関してできるだけ具体的に示すほど、よいアドミッションポリシーということになるでしょう。

「三つの方針」はすべて大事なのですが、FDとの関係という点から言うと、カリキュラムポリシーとの関係が一般教員には最も理解しやすいでしょう。そこで、カリキュラムマップという方法を紹介しておきます。カリキュラムのバランスがうまく保たれているかをFD委員会等で点検する際に役立ちます。ちなみに、カリキュラムマップの次のステップとして、カリキュラムツリーの作成も推奨するご専門家がおられますが、これは実際にはかなり難しいように思います。時間を取る割に効果がよくわからないということになる場合が多そうですから、最初から無理をなさる必要は

ないでしょう。

たとえば、「英会話初級」という科目があって、到達目標として「学生が英語を積極的に使用する態度を持ち（態度）」、「日常的な英会話を行なうことができるようになる（技能）」と書かれているとします。他方、「英米詩」という科目では、到達目標として「学生が英米詩に関する基礎知識を習得し（知識）」、「授業で取り上げた作品の特徴を分析できるようになる（技能）」と書かれているとしましょう。この2科目をあわせて「知識」、「態度」、「技能」の3領域を網羅しております。このように、すべての科目をマッピングして、到達目標の領域や水準に偏りや不整合がないかについて、カリキュラムの自己点検・評価を精緻なものにしていくことができるようになるでしょう。

それでは、シラバスには具体的に何を書くのかについて考えてみましょう。「学士課程教育の構築に向けて」の関連箇所を抜粋しておきましたので、ご覧いただければ幸いです。学習時間の保証などを中心的な課題として明記しつつ、シラバスが国際的に通用するものでなければならないという総論が書かれています。具体的な項目としては、まず、科目毎に「到達目標」を明確に書く必要性が強調されています。次に、「準備学習」の内容を具体的に示すことが求められています。「学習内容」については、「開講後に詳しく指示する」という表現や、キーワードのカタログのような記述は望ましくないことが特記されています。そして、最後に「成績評価方法と基準」が要求されています。

シラバスの記載にあたっては、5つの必須事項があります。「授業計画」、「準備学習」、「到達目標」、「学習内容」、「成績評価方法と基準」を明示することを覚えていただきたいと思います。この5つの項目が全学統一のシラバスのフォームで書かれていて、どの学部どの先生の科目を見ても過不足なくわかりやすく書かれていれば、よく整備さ

れたシラバスであるというのが今の一般的な評価基準です。以下、私が本年度担当している「日英文化比較」という科目のシラバスを例にとりながら項目ごとに見ていきましょう。



「授業計画」は、15回に分けてできるだけ具体的に書きます。15回分全体あるいは数回分ずつまとめ書きしてある例をよくみかけますが、それは計画になっていないので論外です。もちろん、教員も人間ですから、体調を崩したり急用が生じたりして授業計画が変わる場合もありますが、学生の上承を得た上で調整なさってください。

「準備学習」の目的は、学習時間の確保です。これについても、授業計画と合わせて、15回分に分けて書くべきです。同志社大学では、「予習・復習」という表現を記述上の最低ラインと取り決めています。これだけでは不親切すぎるので、例えば何回目かに課題を出し、提出させるというようなメリハリをつけて、学生の学習意欲を高める工夫をしたいものです。課題の内容は、具体的なほどよいことは言うまでもありません。

「到達目標」に関しては、私が担当している「日英文化比較」の場合、英語科教員免許の選択必修科目で、「異文化比較」が必須要件になっています。「学生が各文化の特徴を知的に理解し（知識）、英語運用能力を活用しながら（技能）、現代のグローバル社会における異文化理解の課題を発見し（態度）、21世紀型市民として、その適切な解決法を探索できるようになる」としています。免許資格関係の場合には、このように法令との関

係もありますので、担当者のFDが本当に必要な領域なのかもしれません。

「学習内容」には、いろいろな構成要素がありますが、まずシラバスの中でなくてはならないのが、当たり前ですが科目名です。ある種の大学ではときどきよく分からない場合もあります。科目のネーミングの問題でもあるのですが、たとえば、「特論」という科目名で、しかも複数クラスを開講し、副題もついていない場合、科目名だけ見ても何をやるのかさっぱりわかりません。このようなカリキュラムは、「見える化」、すなわち、わかりやすさの促進という大学改革の趣旨に反しております。カリキュラム改革をなさる際には、科目名を見て授業内容がわかるように工夫することがとても大事だと思います。名は体を表すべしという原則を忘れないようにしましょう。

「学習内容」には、単位数も欠かせません。授業形式によって単位の計算方法が違ってきますので、演習、講義、実習そしてインターンシップ合併型などの授業形式をきちんと書いて、その単位計算基準を説明できるようにしておかなければなりません。これは全学的に責任ある方が適切な指針をお示しになるべきでしょう。

「学習内容」には、科目の設置目的も重要です。「日英文化比較」を例にすると、この科目は、同志社大学文学部英文学科及び教職課程のカリキュラムポリシーの中で、双方向的な異文化理解のためのクラスであると位置づけられておりますので、そのことが学生に誤解の余地なく伝わるように努力しています。

「学習内容」には、授業の進め方（授業方法）も書く必要があります。「日英文化比較」の場合、テキストに従って、三部構成になります。途中でリスニングのトレーニングもしますので、そのことを事前に明記し、適切な教室配当を事務室にお願いしておきます。

「成績評価方法と基準」は、先ほどスポーツ界や芸術界の先進例を紹介しておきましたが、学習成果の質保証として重要性を増している項目です。大学も精緻な成績評価基準を示す必要があり、「知識」、「態度」、「技能」に分けて示すのが原則です。「態度」の評価指標でしたら、平常点を想定されるかと思いますが、出席の回数だけではなく、どのように授業に貢献したかを少しでも定量化できれば理想的です。たとえば、テキストをセクションごとに読んだ後のグループ・ディスカッションで積極的に発言したかどうかなどが評価対象になると、学生の目的意識も明確になるでしょう。「技能」でしたら、レポートなどが中心になることが多いと思いますが。優れたレポート作成に必要な「技能」を事前に明確にしておく、学生も学習意欲が向上するでしょうし、教員も採点が楽になるでしょう。教員の仕事の安定性と効率性を向上することもFDの重要な目的だと思います。「知識」としては、定期試験などが一般的でしょう。試験作成技術の向上と効率化も、FDの目的になると思います。

「成績評価方法と基準」に関しては、このように各項目を整備した上で、「知識」、「態度」、「技能」の成績評価の割合をそれぞれ数値化して、合計を100%とします。成績に関する学生からのクレーム対応としても、「知識」で何点、「態度」で何点、「技能」で何点、合計すると最終評価は何点、というような具体的な説明ができるようにしておくべきです。成績は学生に対する非常に強力なコミュニケーション・ツールですから、クレームがあろうとなかろうと、責任ある教育活動を続けるためには、担当者の自覚が不可欠でしょう。

問題を身近に感じていただくために、成城大学の某学部のゼミナールのシラバスに記載してある成績評価基準を見てみましょう。A先生は「授業への参加状況、発表の内容、課題提出の出来を総合評価する」と書いておられます。失礼ながら、「見える化」をまだ意識しておられないようで、教員

の一存で成績が決まるような印象を学生に与えかねません。B先生は「出席、発表、授業への貢献、提出物等で総合評価します」、C先生は「授業への積極的な参加や、発表内容によって評価します」と「ですます調」で優しそうですが、内容は五十歩百歩というところでしょう。孤軍奮闘なさっているのはD先生です。「小テストの成果も踏まえた授業への参加度合いを平常点（50%）とし、学期末レポート及び口頭発表の成果（50%）をこれに加味する」と書いておられて、明らかに他の先生方より基準等が明確です。



実は、さらに細かいことを申し上げると、D先生の表現も完璧ではありません。レポートと口頭発表の成果をあわせて成績評価基準の50%となさっておられますが、レポートと口頭発表は、評価対象となる「学力」が異なります。口頭発表の成果は、主に身体技能的な要素によって決定されますが、レポートの成果は、主に知識や語学の運用能力によって決定されると思います。実際、発表はうまいが、レポートは物足りない学生もよく見かけます。D先生の次の課題は、評価対象となる学力をさらに精緻に分析なさって、学生が自分の長所と短所を分析的に自己評価できる成績評価基準を明示するという事ではないでしょうか。

以上のように、教員によっていろいろな成績評価基準があるかと思いますが、「見える化」を行うことによって、はじめて改善点も明らかになります。最近、大学基準協会などでは、内部質保証システムというものを強調していますが、要するに、このような自己改善能力を大学が組織的に育

成していくことが内部質保証システムというものなのです。

最後に、同志社大学の事例をご参考までに紹介しましょう。成績評価については、複数の評価項目を適用することを原則としています。定期試験のみで評価するのは、学力の多面性に十分に配慮していない面がありますし、成績が一発勝負の試験で決まるものではないことを教えることも大事であると考えからです。



また、昨年も紹介しましたが、同志社大学では2004年度からGPAの得点分布を学内外に公表しています。あまりに極端な成績分布を示し続ける科目があった場合、FD委員会等で検討し、担当教員と主任等が意見交換をすることがFD活動に繋がると実感しております。

GPAの得点分布を公表して、どういう効果があったのかについて、4年目に本格的な調査をしました。その結果は、教員の反応としては、「成績評価基準の明示を心がけている」、「シラバスに忠実な授業を心がけている」といった回答が多く、教員には趣旨をご理解いただいていることがわかりました。最初は反発しておられた教員も多かったのですが、決してバッシングの材料ではなく、教育改善の材料となることを粘り強く啓蒙し続けて、何とか軌道に乗りました。

学生にも大規模な調査をしました。「成績評価は信頼できるか」という質問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて57%でした。これが高い数値なのか低いのかは議論を要するところですが、私は低いと認識しております。半数近くの学生が成績評価を信頼していないという事態は健全ではありません。次に、「成績評価を見て学習意欲が向上したか」という質問に対する肯定的な回答は55%で、先ほどの「成績評価は信頼できるか」の回答にほぼ合致します。つまり、成績評価を信頼している学生は、成績評価を見て学習意欲が向上したという回答をしています。すなわち、成績の信頼性が増せば、学生の学習意欲も向上するということです。

シラバスが大事な理由は、それが教員と学生の信頼関係の土台になるからです。教育に関しては、技術論や制度論が氾濫していますが、結局のところ、教育というものは、最終的には人間的な信頼関係の上に成立することを忘れないようにしたいものです。学生に信頼される教育を組織的に行うことが内部質保証システムの目的であり、学生に信頼される教員を組織的に育成することがFDの目的なのです。

成城大学は、「豊かな個性を持つ社会の先導者を育成する」という建学の精神を学則に明記しておられます。立派な建学の精神を発展させるために、まず、教職員が豊かな個性を発揮して、自ら社会の先導者になり、100周年をさらに輝かしいものになさることをお祈りして、本日の拙い話のまとめに代えさせていただきたいと思います。長時間にわたってどうもご清聴ありがとうございました。

大学、大学院の全科目を対象とし、全学的な「学生授業評価アンケート」を実施いたしました。アンケートは前期、後期で2回実施しましたが、おかげをもちまして、実施任意科目も含め大学、大学院をあわせて2,004科目中1,675科目（83.6%）のご協力をいただきました。

また、このアンケートの集計結果は、科目別集計表を各科目担当者へ、大学全体集計表、科目開設部門別集計表、授業形態別集計表を学長、学部長、研究科長、共通教育運営委員長へ報告いたしました。

なお、アンケート集計結果の概要は大学ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

また、この集計結果を授業改善に役立てたいと考えておりますので、今後とも本アンケートにつきまして、ご協力いただきたくお願いいたします。

第1回	2011.6.8	<ul style="list-style-type: none">・2011年度成城大学FD委員会事業計画および予算について（報告）・2011年度新任教員研修会について（報告）・成城大学FD委員会活動報告2010年度版について・2010年度学生授業評価アンケート集計結果について・学生授業評価アンケート集計結果のWeb閲覧システムの利用について・2011年度学生授業評価アンケートの実施について・2011年度FD講演会について・授業評価アンケートの科目別集計結果の学内公開について・今年度の新たな活動について①シラバスを活用したFD活動について②評定分布の公表について
第2回 (持ち回り審議)	2011.6.30	<ul style="list-style-type: none">・2010年度学生授業評価アンケート集計結果報告（案）について
第3回	2011.7.27	<ul style="list-style-type: none">・2011年度前期学生授業評価アンケートについて（報告）・成城大学FD委員会活動報告2010年度版について（報告）・学生授業評価アンケート集計結果のWeb閲覧システムの利用について（報告）・2011年度FD講演会について（継続）・授業評価アンケート科目別集計結果の学内公開について・シラバスを活用したFD活動について（継続）・評定分布の公開について（継続）・初年次教育学会第4回大会について・2010年度学生授業評価アンケート集計結果に対する学部長等の所見について
第4回	2011.10.27	<ul style="list-style-type: none">・2011年度前期学生授業評価アンケートについて（報告）・2011年度FD講演会について（報告）・シラバスを活用したFD活動について（報告）・2012年度事業計画（案）および予算概算要求書（案）について・2011年度後期学生授業評価アンケート実施時期について・評定分布の公開について（継続）・2011年度学生授業評価アンケート集計結果に対する学部長等の所見について
第5回	2012.2.1	<ul style="list-style-type: none">・2012年度新任教員研修会内容（案）について・2011年度後期学生授業評価アンケートの集計結果について（報告）・2012年度成城大学FD委員会予算概算要求書（案）について（報告）・シラバスを活用したFD活動について・「学生授業評価アンケート」集計結果データ管理・運用要綱について・初年次教育学会第4回大会出張報告について・成城大学FD委員会活動報告2011年度版について・2012年度FD講演会について

- 2012 年 4 月 ・ 新任教員研修会
- 2012 年 6 月 ・ 2011 年度学生授業評価アンケート集計結果報告、公開
・ 成城大学 FD 委員会活動報告 2011 年度版発行
- 2012 年 7 月 ・ 前期学生授業評価アンケートの実施
- 2012 年 8 月 ・ 初年次教育学会第 5 回全国大会参加
- 2012 年 9 月 ・ 2013 年度事業計画（案）、予算概算要求書（案）策定
- 2012 年 10 月 ・ 前期学生授業評価アンケート集計結果報告、公開
- 2012 年 12 月 ・ 後期学生授業評価アンケートの実施
- 2013 年 3 月 ・ 2013 年度事業計画、予算概算要求書確定

※ 1 時期が未定の事業

- ・ 成城大学 FD 委員会
- ・ FD にかかる研修会参加、他大視察
- ・ FD 講演会
- ・ 学生生活サポート等ミニ講演会

※ 2 事情により、上記の予定が変更になる場合があります。

成城大学 FD 委員会

(2012.5.10 現在)

委員長	油 井 雄 二	(学長)
副委員長	伊地知 寛 博	(教務部長)
委員	立 川 一 潔	(経済学部)
〃	岩 田 一 正	(文芸学部)
〃	新 山 一 雄	(法学部)
〃	古 川 良 治	(社会イノベーション学部)
〃	東 谷 護	(共通教育研究センター)
〃	守 谷 勝 人	(事務局長)

法学部FD報告

法学部 新山 一雄

法学部で、教員の資質向上の重要なとりくみとして上げられるのは、「教務懇談会」であろう。これは、年に何回か、法学部専任教員全員の参加のもとに行われ、これまでのカリキュラムの見直しと、これからの新たなカリキュラムの構築の話し合いを大枠とし、その中で、専任教員が担当する個々の講義・演習の反省も(自己申告であるが)行われる。

そして、これに対しては、他の教員から適切な修正策がアドバイスされることが多々ある。こういうアドバイスは、とくに新任の教員、若い教員にはなにより参考になるようであるが、ベテランの教員にも、長年やってきた講義・演習の仕方をすこし改めようかという契機になっているようである。

「教務懇談会」が教員の資質向上に寄与しているということでは、かように全体のカリキュラムのなかで話しあうことで、専任教員が、自己の講義・演習が全体のなかでどう位置づけられ、どういう意義が与えられているかを、あらためて認識できるということも上げられよう。もういささか古い話になるが、わが国に法科大学院が創設されようとしていた10年ぐらい前に、成城大学法学部でも、新しい時代の法学教育がいかにあるべきかが、さんざん話しあわれた。その結果、憲法、民法、刑法などの基幹科目をとくに重視して、学生にこれらの科目を徹底的に習得させるよう努め

ることを、第一義とし、それに他の科目をどのように有機的に関連させていくかも、明確化された。今から考えてみると、この話しあいに参加したことで、専任教員は、それからの法学部の教育方針において自己の講義・演習がどう位置づけられ、どういう意義が与えられたかを、はっきり自覚させられたと思う。

そして、それが、少なからず講義・演習の改善につながったことは疑いない。もちろん、その後も継続して教務懇談会は行われてきたわけで、さらに改善が続き、新しい演習科目も生まれ、専任教員の意識も変わらざるをえなくなっている。

学生のアンケートなど、点検・評価情報は、学部長に集約され、それを、学部長、学科主任、教務委員のあいだで分析し、学部長から、随時、個々の教員に適切な指導が行われている。教員によっては、アンケート結果を全然見ないこともあるようである。

ただ、それが法学部にとって基幹科目である場合、そのまま放置することは、学生にとって極めて不利益となる。そこで、大局的見地から、学部長から個別に当該教員に意識の改善を求めることは、当を得ているように思われる。法学部では、当面は、この方式でいくつもりである。

(原稿執筆 2012年6月)

「公開FDワークショップ」開催の試み

共通教育研究センター 東谷 護

共通教育研究センターでは、センターが設立した初年度(2007年)より毎年1回、「WRD勉強会」を開催してきました。勉強会では、WRDを担当されている教員に講師となっただき、具体的にどのように授業を進めているのか、からはじまって、現時点での問題点なども披露していただき、参加者と一緒に討論を重ねます。3回ほど勉強会を行った2009年にFD委員会が立ち上がったため、共通教育研究センター独自のFDへの取り組みを行うことを検討し、これまでの勉強会を発展させる方向で、2010年度に「公開FDワークショップ」を開催するに至り、2011年度にも継続しております。

参加者全員の討論で盛り上がることを願って、ワークショップと名付けていますが、現段階では初年次教育科目に該当する「WRD」科目に関する問題意識の共有と少しでも授業担当者に役立つ知識や情報の提供を目指し、「外部からお招きした先生による講演+質疑応答・討論」という形式で行っております。少しでも関心のある先生方に、ぜひとも参加していただきたいと願っています。

今回、このFD委員会活動報告書においては、「公開FDワークショップ」の紹介を兼ねて、講演に先立って、私が日本での初年次教育の背景についてごく簡単に話させていただいた内容を以下に紹介したいと思います。18歳人口が減少し、大学冬の時代に入りつつある昨今、初年次教育と旗振りするよりも先ず、その背景を確認し、成城大学だからこそ出来る初年次教育を目指すことからFD活動は始まると、われわれ共通教育研究センターでは考えています。

○日本に於ける初年次教育の背景(抜粋*)

初年次教育の背景について、皆さんよくご存知だと思いますが、今日は大学院生にも参加してい

ただいておりますので、今後教壇に立つことを考えると実はこの初年次教育というのは非常に避けがたい、避けて通れないような事態が高等教育の現場では起こっているのが現状です。たとえば、最近の例をあげますと、初年次教育は必要ないであろうと思われる京都大学においても、初年次教育はこの4月、あるいは来年辺りから本格的にやろうという準備をし始めて、一部行っているというふう聞いております。

特に大学改革においては西高東低と言うのでしょうか。関西方面の方が充実しております、関東、東日本の方はやや遅れているというのが現状でございます。日本の初年次教育の歴史において、メルクマールとしては、現在行われている初年次教育にうまく接合できなかったものとして一つご紹介しておきますと、もう随分古い本になってしまいました。約15年位前に出た本ですけれども『知の技法』(東京大学出版会、1994年)です。これは、東京大学は駒場の方で代表の先生方が作られた本です。同時期に刊行されたもので、今日持って参りませんでしたけれども『ユニバース』ですね。正確には『The Universe of English』(東京大学出版会、1993年)ですけれども、『ユニバース』と呼ばれている英語の統一教材です。この英語の統一テキストが93年、『知の技法』が94年に刊行されております。『知の技法』については統一教科書としての使用が非常に困難、特に英語の『ユニバース』については、統一の英語の教材を大学で使うというのは、作る段階から非常に困難を極めたと聞いております。これは、要するに大学の教員はあくまで自分の講座を守る、教えるという伝統的な考えがありますので、それとの葛藤があったと『ユニバース』を中心になって作られた佐藤良明さんが、統一教材を導入した当時を

回想して内情を書いた本に、『これが東大の授業ですか』（研究社、2004年）があります。この本の中でも当時の困難さに触れております。

そういった中で新しい『知の技法』と名付けられた初年次教育が始まったわけですね。ところが東大に続く学校というのが非常に少なく、さほど進みませんでした。その時に、今日の日本の高等教育における初年次教育の決定打になった本が、『知へのステップ－大学生からのスタディ・スキルズ』（くろしお出版、2002年）です。この本は、もともと科学研究費補助金、科研費の研究から始まったものなんです。こちらは関西国際大学のメンバーが中心になりまして、先行する東大が『知の技法』で教養系の科目を充実させていこうという目標だとすると、タイトルから見るとわかんないと思いますが、「技法」についてゆくことが出来ない学生が多いので、「ステップ」。こういう形ですね。『知へのステップ』は、CD－Romもついており、ノートの取り方だとか論文の表記の仕方だとか、調べ方だとか、そういった基本的なものを自習もできるような教材として開発されたわけです。これが良くも悪くも非常にヒットしまして、これは何故かと言いますと、ありていに言ってしまうと、偏差値的に言うと50を切っている大学で開発された教材なんです。ところが、これ

が一流校と言われているところでも使われる、あるいは参考にされるようになってくるわけです。英語の教材が非常に大量に出ています。色々な出版社から出ていますけれども、初年次教育に関する教材の決定打になるものが無かったので、そういう意味では『知へのステップ』が出たことによって、この本が良くも悪くもスタンダードとなってしまう、この本の内容に近い初年次教育が日本の高等教育で行われてきたのではないかなということが言えます。これについては僕の方ではきちんとしたデータを提示していないので、あくまでも感覚的で申し訳ないのですが、あちらこちらの大学のシラバスを見てみますと、1年生の段階で必修科目に大学での学び方とか論文の書き方とかゼミナールでレジュメをどうやってきかせるんだとか、ノートはどうとりましょうとか、そういったものを含めたような科目が非常に多く設置されています。統一教材を使う傾向にあるようです。これが一つの方向になったわけです。中にはそのように書きながらも、実際には今まで通り各先生方にお任せするような形もあります。

*このワークショップ全体の再録は『成城大学共通教育論集』4号（2012年3月発行）をご覧ください

（原稿執筆 2012年4月）

2011 年度における授業・研究指導の内容・方法の改善を図る全学の組織的活動の総括 —副委員長としての所見と所感—

成城大学 F D 委員会副委員長 伊地知 寛博

2011 年度において FD 委員会として実施した活動の中から、とくに、全学における「授業（及び研究指導）の内容及び方法の改善」¹に資するために行っている取り組みについて所見と所感を取り纏めたい。

「授業（及び研究指導）の内容及び方法の改善」を図るために、単に個別あるいは局所的に改善を図ったとするだけではなく、大学全体として PDCA サイクルを構築しこれを実行することが、大学に期待される内部質保証の体制を、教育の面で構築しかつ実質的に機能させるようにする上で重要な取り組みとなっている。この内部質保証の体制の構築と機能は、現在の、いわゆる第 2 サイクルの認証評価における重要な項目ともなっており、本学が引き続き、我が国における“大学”として社会的認知と評判を獲得し続ける上でも、その確立が切に求められている。

昨年度（2010 年度）の『FD 委員会活動報告』

1 この活動の根拠は、以下に示す「大学設置基準」及び「大学院設置基準」の条項である：

大学設置基準（昭和 31 年 10 月 22 日文部省令第 28 号）

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 25 条の 3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

大学院設置基準（昭和 49 年 6 月 20 日文部省令第 28 号）

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 14 条の 3 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

において、杉本前 FD 副委員長が、「本学における FD 活動の今後—内部質保証の要としての FD—」²と題して、今後展開すべき FD 活動の課題について述べている。それらの要点は、以下のよう

に纏められる：

(1) 学生授業評価アンケートのフィードバック

「授業評価の個別結果についても積極的に公開し、学生へのフィードバックをすべきである」、という提言と、「授業評価アンケートは教員の教育力向上という観点からは重要な材料であってその意義が大きいことは論をまたない。しかしながら、授業評価はあくまでも学生の「満足度」に関する調査であって内部質保証で重要となる学習成果を示すものではない」、という留意が示されている。」

(2) 授業評価から学習成果の測定へ

「全学的な観点からは教育を科学的に見るためのデータの収集・分析は十分といえない。」

(3) シラバスの点検

「シラバス作成の新システムの導入年でもあり、シラバスの項目、最低限の字数、チェック & 修正ルールなどについて議論するいいチャンスである。FD 委員会

2 杉本義行, 2011, 「本学における FD 活動の今後—内部質保証の要としての FD—」, 『FD 委員会活動報告』, pp. 19-21, 成城大学 FD 委員会。

においてこの点を議論する必要があるとともに、シラバス・チェックに関してはFD委員会が主体であると明確化する必要がある。」

(4) GPAの導入について

「GPA (Grade Point Average) は、評定平均と似た概念であるが、試験を受けずに未履修となった科目についても評価することによって、学生の安易な履修を未然に防ぐ効果があり質保証のツールの1つであるが本学ではまだ導入されていない。」「まず非常勤を含めた全教員について成績分布を大学内部に限定して公開することを提案したい。」

(5) FD活動の事務体制について—IRの必要性—

「これからのFD活動は教育面の内部質保証体制における要として位置づけられ、きわめて重要な役割を担うこととなる。」「新たに必要とされる学習成果の分析は、入試広報部、教務部、学生部等にまたがって横断的にデータ収集をする作業である。」

これらのうち、(2)について、今年度(2011年度)中にFD委員会として取り組んだ活動はなかったが、そのほかについてはそれぞれ展開が図られた。とくに、(5)に関連するが、FD活動を教育面における内部質保証システムの構築と機能の要に当たるものと位置づけて、社会の中の一存在としての大学の責任として、先を見越した(proactive)取り組みを行っている。以下、はじめに(1)と(3)に関連する項目から、今年度に取り組んだ活動について述べる。

まず、(1)の「学生授業評価アンケートのフィードバック」については、2011年度に、「学生授業評価アンケート集計結果に対するコメント」を、授業科目を所管する部局長である各学部長、各研究科長、及び、共通教育運営委員長が作成して公表する³ということを開始した。

従来、学生授業評価アンケートの内容は、授業科目担当教員自身が確認し自身の授業方法・内容の改善に役立てるとともに、授業科目所管部局長は課題が見いだされれば該当する教員等に働きかけるなどの取り組みを行ってきた。しかし、これだけでは学生や社会に対してその改善の過程が見えないなど、そのフィードバックを明示的に求める意見も寄せられていた。そこで、授業科目所管部局長による所見・所感や授業内容・方法の改善に向けて当該部局で取った方策等について公表することとした。学生授業評価アンケートは、あくまでも個々の学生の判断基準(あるいは「満足度」)に基づくおもに主観的判断を授業科目の受講者全体で集計する方式であって、客観的あるいは絶対的に授業内容・方法の質や妥当性などについての評価を行う性質のものではないが、当該授業にもっとも利害を有する学生からの評価に関する情報を収集することによって、その方法論自体が内包する一定の限界のもとで、授業内容・方法の改善に向けた分析・意思決定のために有効に活用すべきものである。

実際に公表されているコメントを見ると、教員側の改善を求める内容もある一方、授業内容・方法の改善については学生側の奮起や努力を促す内容も見取ることができ、授業は学生と教員との協働によって所定の効果を生むものとして成立し得ることが再確認される。

次に、(3)の「シラバスの点検」をFD委員会が主体的に実施するというのも、2011年度に着手した。これは、2010年度・2011年度に開催したFD講演会でも講師として招聘した圓月勝博同志社大学教授から指摘されていたことであるが、授業の計画を示す「シラバス」について事前によく検討することが、結果的により良い授業の内容や方法につながるであろうという考えのもとで進められた。教務委員会において、「成城大学シラバス執筆ガイドライン」が策定され、チェックも、このガイドラインに照らして、

3 ただし、2012年3月末現在、法学部長及び法学研究科長からのコメントは未公表となっている

まず、学部長、研究科長、共通教育運営委員長が⁴、所管する授業科目についてシラバスの記載内容の精粗等をチェックし、ついで、FD委員会事務局としての教務部においてチェックを行い、さらに重大な懸念等がある場合にも備えて、最終的にFD委員会において検討・確認する体制とした。

シラバスに記載すべき項目の整備・増加や、ガイドラインの整備等により、全般として、シラバスの記載に関して改善が図られている。しかし、個別に見れば、最低限度は満たしていたとしても、まだ改善の余地が多く残されている授業科目が少なからずあるといっても差し支えないであろう。今後もシラバスに記載される内容の改善を図ることはもとより、より本質的には、よく準備された授業計画の立てられた適切なシラバスに基づく授業等が実際に行われ、授業の内容・方法の改善につながることを求められる。

なお、シラバスに関して、大学には、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」を公表することが課されており（「学校教育法施行規則」第172条の2第1項第5号）、また、「大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする」（「大学設置基準」第25条の2第1項）等と規定されており、学生にも社会に対しても責任を有していることを再確認することも重要であろう。

それから、(4)として記載されていたGPAの導入に直接的に関わるわけではないが、現在、大学としての組織的対応が必要とされる、厳格かつ適正な成績評価の確実な実行に向けた取り組みが行われた。2011年度において、FD委員会として、「評定分布をすべての教員へ公開するという方針」を決定した。

そして、その実施に向けては、どのような方法が好ましいのかについて、単なる想定や思い込み、期待ではなく、実際の評定分布の状況と成績評価

のあり方といった証拠に基づいて議論を行うことを図っている。これは、本学園がその教育方針として基盤としている「教育四綱領」⁵の一つである「科学的研究を基とする教育」⁶を、現代的理解のもとで組織的に実行することに他ならないといえるであろう。2012年3月末現在では、「実施に向けて、各学部等において、成績評価の実態を確認した上で想定ではなくエビデンスに基づいた検討を行ってもらうために、まず、学部長、研究科長、共通教育運営委員長のみに対して所管科目に関する評定分布を開示して、各学部等においても検討」するということが承認され、まず、科目所管部局長に成績評定の分布が開示されることを可能とした状態で、実際の成績評価のデータに基づいて、学生にも社会に対しても十分に説明責任を果たすことができるような成績評価のしくみを実現するために、成績評定の分布の教員への公開の方法について議論することを各部局に促している状況である。

まず、成績評価については、大学は、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること」も含めて、情報を公表するものとされている（「学校教育法施行規則」第172条の2第1項）とともに、「大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」（「大学設置基準」第25条の2第2項）と規定されている。大学院についても、ほぼ同様に、「大学院設置基準」第14条の2第2項において規定されている。加えて、認証評価においても、「(大学は、)教育の質を保証するために、厳格かつ適正な成績評価を行う必要がある。」（公益財団法人大学基準協会、「大学基準」およびその解説）（平成22年3月12日最終改定）、大学基準の解説、4.教育内容・方法・成果について、(3)教育方法」ということが、大学に対して要請されている。大学が、

4 それぞれの部局内でのチェック方法については、学部長、研究科長、共通教育運営委員長に委ねられており、部局内で学科主任等に分担されて実施されたようである。

5 <http://www.seijogakuen.ed.jp/rinen/4kouryou/index.html>.

6 <http://www.seijogakuen.ed.jp/rinen/4kouryou/04.html>.

厳格かつ適正な成績評価を行い、また、これが実現できていることを説明できるようにしていることについては、学生のみならず社会に対しても責任を有している。

まさに、字義通りに“responsible”であることが求められている⁷。

現状では、「情報の非対称性」が、科目所管部局長と授業科目担当教員との間に存在している。また、同一名称の授業科目であっても、クラスが分けられて実施され授業科目担当教員が異なる場合に、それらの成績評価を、これら教員間において、（個別に行われてはいるかもしれないが）組織的・体系的に調整するしくみは有していない。

これを調整するしくみとしては、授業科目担当教員が自身の担当する授業科目の成績評定分布しか知り得ない場合には、原理的に考えると、全体を知り得る科目所管部局長の指示に、各授業科目担当教員は、専任教員であるか非常勤講師であるかを問わず、従う必要がある。これに対して、授業科目担当教員が自身の担当する授業科目だけではなく、たとえば、同一名称の他の教員が担当する授業科目の成績評定分布をも知り得る場合には、同一名称の授業科目担当教員どうしが相談して相互に調整することが可能となる。また、これら同一名称の授業科目だけではなく、同様な形態や同様な内容の授業科目相互における成績評定分布の状況を、科目所管部局として、そして、大学全体として確認し、よく検討の上で必要に応じて、組織的に必要な調整を行うことによって、授業科目全体についても厳格な成績評価が実施されていることを確認し説明することができるようになるであろう。「情報の非対称性」とマネジメント、

7 「大学基準の解説」によれば、次のように規定されている：「大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとともに、改善・改革を行うことのできる組織でなければならない。」（公益財団法人大学基準協会、「大学基準」およびその解説」（平成22年3月12日最終改定）、大学基準の解説、10. 内部質保証体制について）。

それに、本学における慣行ということをお案すると、上述のオプションのうち、トップ・ダウンではなく、全体で情報共有して改善を図る後者のほうが、本学においてよりなじみやすいしくみであろう。

ちなみに、本学の現状から見ればかなり極端に映るかもしれないが、実際に、成績評定の分布を公開している他大学においては、その分布の状況について一定の収斂が見られるとされていることも多いに参考となろう。

なお、単に形式的に成績評定の分布を一様に収斂させることが求められるのではなく、成績評定の分布を手がかりとして、成績評価の客観性及び厳格性が確保されるように、学生に対して予め明示された成績評価の基準に従って適切に実施されていることを、学生にも社会に対しても明確に説明できるようになることが求められていることについて留意しなければならない。

科目単位での成績評定の分布は、当然、当該授業科目を履修している学生群の特徴なども反映されることになり、学部あるいは研究科全体としての学生による成績評定の分布とは必ずしも対応しない。しかしながら、とりわけ学生にとって正当に成績評価されているということが理解でき、学生から質問があればそれに対して担当教員のみならず大学としても的確に回答できるように、成績評価の基準が設定され、成績評価が厳格かつ適正に実施されていなければならない。

本学が、国が元来有しこれより委譲されている学位授与権を有する“大学”であり続けようとするのであれば、これら厳格かつ適正な成績評価をはじめとして、内部質保証システムを構築し機能させることにより、その構成員が一体となってその名称に名実ともに相応しい組織体として存在し機能していこうとする意思と実行とが必要がある。

なお、GPAについては、大学全体としての国際的な成績評価の同等性や比較可能性の確保、また、実際に学生の交換留学においては、協定締結先の留学生派遣先の大学からの要請により GPA

に相当する成績評価に基づく選定がすでに行われている現実に鑑みると、FD活動自体というよりは、教務に関わる学生の修学を支援する観点から、その当否等についてさらに検討される必要があるかもしれない。

以上、述べてきたとおり、2011年度の本学全体における授業・研究指導の内容・方法の改善を図る組織的活動は、過年度の方針を踏まえて、そ

れを実際に実現する、あるいは、その実現を図るために展開するということであったと総括することができよう。教育面における内部質保証システムを構築し実際に機能させるという観点から、2012年度以降も、継続して改善への取り組みを進めていきたい。

(原稿執筆 2012年6月)

2011 年度成城大学 FD 委員会

委員長	油井雄二	(学長)
副委員長	伊地知寛博	(教務部長)
委員	塘誠	(経済学部)
〃	岩田一正	(文芸学部)
〃	新山一雄	(法学部)
〃	杉山武彦	(社会イノベーション学部)
〃	東谷護	(共通教育研究センター)
〃	守谷勝人	(事務局長)

本学FD活動に対するご意見・ご提案等ございましたら、
下記までご連絡ください。

冊子名 成城大学FD委員会 活動報告 2011年度版
発行日 2012年6月30日
発行者 成城大学FD委員会
連絡先 教務部(内線333)
〒157-8511 東京都世田谷区成城6-1-20
TEL 03-3482-9045
FAX 03-3482-9620

編集協力 三鈴印刷(株)



SEIJO UNIVERSITY